○住んで「ばんだい」住宅取得支援事業補助金フロー

自分たちの子や孫が暮らし続けたい 磐梯町

申請者	磐梯町役場（行政経営課）

事　前　相　談
（申請の２週間前までに、事前相談をお願いいたします。）

補助対象住宅を契約（令和６　年４　月１日以降に契約）

【重要】
基準日から起算して「６ケ月以内」に
申請書の提出が必要です。

◆補助金交付申請書
（添付書類）
□交付申請書（第１号様式）
□売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し
□検査済証の写し（当該住宅を新築した場合に限る）
□確認済証の写し
（当該住宅を売買により取得した場合に限る）
□耐震診断を受けたことが確認できる書類
※昭和56年5月以前に建築された中古住宅を取得した場合
□居住部分の床面積が確認できる図面（平面図等）
□承諾書兼誓約書（第２号様式）
□同一世帯全員の住民票の写し
□同一世帯全員の納税証明書
（課税がない者にあっては非課税証明書）
□その他町長が必要と認める書類
〈加算を申請する場合〉
□町内事業所との雇用関係が分かる書類
□農業経営計画又は青年就農計画認定書の写し

→ 申請書及び添付書類を受理
・内容の確認、審査

町内で定住・県内から移住される方

県外からの移住者(加算)
→ 福島県来て「ふくしま」住宅取得支援事業に該当する場合
→ 福島県へ補助金の交付申請
・交付(却下)の決定
・補助交付額の決定
→ 福島県内容審査
→ 町へ交付決定

交付決定(却下)通知書 → 決定通知書を受理（郵送します）

【重要】
住宅を取得した日から起算して「３ケ月以内」又は
「3 月 31 日まで」に実績報告書の提出が必要です。

◆補助金実績報告書
（添付書類）
□実績報告書（第７号様式）
□移住後の世帯全員分の住民票の写し
□補助対象住宅の登記事項証明書の写し
□補助対象住宅の写真（工事内容等がわかるもの）
□取得に要した費用が確認できる書類（領収書等）
□その他町長が必要と認める書類

→ 実績報告書を受理
補助対象住宅の確認・審査

交付額確定通知書 → 補助金交付額確定通知書を受理（郵送します）

受理してから速やかに提出

補助金交付請求書　（添付書類：□ 振込先預金通帳の写し）

→ 請求書を受理
補助金の交付
（指定口座に振込）

補助金の受領（預金通帳を確認してください）